

今年も

お早めに!

二月十六日

所得税・住民税

三月十六日(月)

消費税

三月三十一日(火)



はじまります

所得税 住民税の申告が 消費税



所得税

確定申告を
しなければならぬ人

次のような人は確定申告をしなければなりません。

- ① 事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成9年中の所得合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除等の合計額を超える人
- ② 給与所得者で次のいずれかに該当する人。
 - ① 給与の年収が2千万円を超える人
 - ② 二ヶ所以上から給与をもらっている人
 - ③ 一ヶ所から給与の支払いを受けている人で給与所得や退職所得以外の所得

その他

納税証明書を
請求される方に

2月・3月は確定申告のため窓口が大変混雑し、納税証明書を当日発行できない場合がありますので、余裕をもって請求されるようお願いいたします。

また、申告・納付の直後(1ヶ月以内)に納税証明書を請求される場合には、「申告書控」「領収証書」を持参して下さい。なお、本人以外の請求時には委任状が必要となります。

財産を
もらったときは

平成9年分の贈与税の申告は2月1日から3月16日までです。贈与税は、個人からもらった現金、預貯金、有価証券、土地家屋、事業用資金、貴金属、宝石、美術品など全てが課税対象となり、その贈与を受けた合計額が1年間に60万円を超えた場合にかかります。

贈与税の納期限は、申告期限と同じく3月16日です。ただし、

住民税

住民税の申告を
しなければならぬ人

確定申告をすれば
税金の戻る人

- ① 災害や盗難にあった人
- ② 多額の医療費を支払った人
- ③ 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入または大規模な修繕・増改築をした人
- ④ 平成9年の途中で会社を退職した後、就職しなかった人で年末調整を受けなかった人

消費税

消費税の確定申告を
しなければならぬ人

- 平成7年中(基準期間)の課税売上高が3千万円を超える事業者
- 平成7年中の課税売上高が3千万円以下の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

各申告書は、町・県民税や国民健康保険税等を計算する資料となるばかりでなく、各種証明事務の資料にもなりますので、該当項目に正しく記入し期限までに申告して下さい。

安全便利な
振替納税

今やキャッシュレス時代。振替納税(口座引落し)は、現金を持ち歩く必要がなく、また忘れてしまうことなく納税したことが預貯金通帳に記載される安全で大変便利です。

- ① 025(223)2299
- ② コード表でコードを確認して下さい。

◎ 利用方法
(例) 1190 配偶者控除

- ③ 電話での案内のとおりコード番号をダイヤルして下さい。
- ◎ 受付時間
朝6時から夜12時(日曜・祝日も可)

その他ファックスやインターネットでもサービスを行っています。詳しい説明、コード表は税務署か税務課窓口まで。



税金電話相談
(タックスアンサー)について

タックスアンサーは、税金に関する相談について約600項目収録され、利用者がお聞きになり

税理士事務所における
還付申告無料相談の
お知らせ

関東信越税理士会新津支部では、次の日程で新津支部会員の事務所において次の方々のうち少額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行いますので、ご希望の方は、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえお出かけください。



- 平成10年2月10日から13日(2月11日を除く)
- 午前9時30分より午後4時
- ② 問い合わせ先
関東信越税理士会新津支部事務局
- ☎ 22-6244 (井浦)
- ☎ 22-0703 (森村)
- ☎ 42-5061 (阿部)